

平成8年9月  
岩手県

## 第1 基本的な考え方

近年、余暇時間の増大や「物の豊かさから心の豊かさ」重視への国民の価値観の変化等に伴い、農山漁村の持つ多面的な機能の見直しや農林漁業への期待、関心の高まりが見られ、都市住民を中心に、余暇を利用して農山漁村に滞在し、地域の農林漁業や自然などを体験しこれに親しもうとする動きがみられる。

このような農山漁村での滞在型の余暇活動は、ゆとりある国民生活を実現する上で極めて重要な要素であるとともに、それを受け入れる農山漁村においては、都市住民等との交流の活発化や農林水産物の販路拡大などの経済的な効果等により、地域活性化の有力な手段として期待されている。

本県は本州一の広大な面積を有し、豊富な農林地を基盤とした、清浄な空気、水、緑などの豊かな自然や新鮮な食材、ゆとりある生活空間など、良好な自然環境、生活環境に恵まれている。

また、東は太平洋に面し、世界有数の三陸漁場が控え、海岸線は変化に富んだリアス式の海岸美を誇っている。

さらに、農山漁村地域を中心として地域固有の文化が育まれており、郷土芸能、伝統行事、食の文化等が、農林漁業と密接な関係の中で传承されてきている。

これらの、農山漁村地域の豊かで美しく多様な自然環境等を活用しながら、過疎化・高齢化等の諸問題が生じてきている条件不利地域を中心として、農山漁村地域と都市等他地域との共生関係を構築できるよう推進していく必要がある。

そのため、農山漁村地域の豊富な自然資源、文化資源を生かしつつ、都市住民等の多様なニーズに応え、地域の活性化のより一層の進展を図るため、地域の特色を生かし、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の促進を図るとともに、これと併せて、山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の促進を図ることとし、本基本方針を定めるものとする。

## 第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

### 1 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

#### (1) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に当たっては、都市住民等が求める地域固有の景観をはじめとして、食の文化、郷土芸能、伝統行事等農村らしさをアピールできる多様な余暇活動の提供が可能となるとともに、農業・農村の活性化に資するよう、次のような性格及び機能の整備を目指すものとする。

ア 自然環境の保全や秩序ある土地利用に対する配慮とともに、地域住民等による積極的な参加と合意形成のもとに、農用地その他の農業資源と周囲の環境が一体となって農村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な農村景観が形成される。

イ 農業・農村に関連する体験施設等において、地域に传承されている食・工芸・芸能といった地域諸資源を生かした質の高いサービスが提供されることにより、ソフト、ハード一体となった、独自性のある多様な余暇活動の場となる。

ウ 農村滞在型余暇活動の機能の整備が、都市住民等に憩いの場を提供することや特徴ある農林水産物の提供等を通じて、農業や関連産業の振興に寄与し、就業機会の確保、農業所得の

向上など、農村と都市等の交流による地域の活性化が図られる。

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、長期的な方向を定めながら、次の事項に留意しつつ、計画的・一体的な整備に努めるものとする。

ア 地域資源を最大限活用するとともに、農業者等地域住民の主体性を確保する。

イ 農産物の販売促進、農産加工品の開発・生産、地域の農業及び関連産業等の振興に努める。

ウ 施設等の利用者への質の高いサービスの提供や農業・農村に対する理解の促進、農作業体験施設等の効果発現のため、総合的な施設配置・運営に携わる人材の育成をはじめとして、農作業体験等の指導、各施設の運営等を行う人材の育成に努める。また、女性・高齢者の能力の積極的な活用を図る。

エ 農村滞在型余暇活動の機能の整備を交流空間の創造と位置づけ、土地利用計画等により自然環境・景観保全を考慮しつつ、総合的に推進する。

オ 整備地区における農業者や農作業体験施設等の運営者の組織化を図り地区の主体的な取組を進めるとともに、農業団体、市町村等関係者の連携を図り、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の効果的な実施に努める。

2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区の設定に関する事項

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区（以下「整備地区」という。）の設定は、次の要件を満たす地域について設定するものとする。

- (1) 農用地等が整備地区内の土地の相当部分を占め、適正に管理され有効に利用されていること。
- (2) 自然環境の保全に配慮がなされ、農地等の農業生産が行われている場とその周囲の環境とが相まって良好な農村の景観が形成されていること。
- (3) 美しい森林や河川、海などの自然資源や食の文化、郷土芸能、伝統行事等の文化資源が豊かであり、整備をすることにより十分な機能の発揮が見込まれるとともに、地域の所得、就業機会の確保の観点から農村滞在型余暇活動への取組に対する地域的な意識が高く、農村滞在型余暇活動において役割を発揮できる人材がいること。
- (4) 当該地域が農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域内にあること。

なお、整備地区の設定に当たっては、次の諸点に留意するものとする。

ア 農業者等の合意形成が図られており、農業者等の主体的かつ一体的な取組のもとに、農村滞在型余暇活動に資するための整備が促進されると認められる地区であること。

イ 農業生産活動及び伝統文化の伝承等の地域社会活動が活発に行われ、農村滞在型余暇活動に資するための機能を整備することにより、地域の特性を生かした多様な農村滞在型余暇活動の提供が行われると認められる地区であること。

ウ 各整備地区がそれぞれに特色のある農村滞在型余暇活動の機能の整備を目指し、市町村段階あるいは市町村の範囲を超える広域的な段階において、有機的な連携が確保される。

### 3 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地利用に関する事項

#### (1) 整備地区における土地利用の基本的な方針

整備地区における農用地その他の農業資源の有する多面的な機能の発揮を図るとともに、農林地の景観に統一性、連続性が保たれ伝統的景観が形成されるよう、適正な土地利用を通じて良好な景観の維持・確保を図る。

#### (2) 土地利用の方針

農業生産の確保を目的とした土地利用推進により農村特有の景観が形成されていることに配慮して、農業生産を通じて土地が適正に維持できるよう、土地の条件によって、一定の範囲内におけるゾーニング等を行い、効率的な土地利用を図るものとする。

#### (3) 土地利用の合意形成

地域住民、企業等の中で土地利用の合意形成を図り、整備地区におけるマスタープランを住民等が主体となって作り上げるとともに、農業の振興や農村の整備を図る計画と併せて、土地利用に関する協定等を活用するものとする。

### 4 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項

農作業体験施設等の整備に当たっては、次の諸点に留意して行うものとする。

- (1) 地域全体が交流空間として形成されるとともに、地域の特性や自然条件を生かした特色のある魅力的な施設の整備に努める。
- (2) 都市住民等が滞在しつつ農業体験その他の農村社会に対する理解を深める活動ができるよう、都市住民等のニーズに対応した多様な内容の活動を可能にする施設の整備に努めるとともに、各施設間の有機的つながりに配慮する。特に、広域的な見地から、施設の内容・配置を検討することが望まれる。
- (3) 施設等の整備に当たっては、地域住民の意向が十分反映されるよう努める。特に、女性・高齢者の能力を発揮できる場の確保に配慮する。
- (4) 施設等の整備に当たっては、年間を通じて効率的な利用が図られるよう機能・内容等について十分検討する。
- (5) 都市住民等が積極的に参加し、新たな創造へと結びつくような参加型の活動が可能となる施設整備に配慮する。
- (6) 施設の整備に際しては、地域の自然環境の保全や農業生産活動との調和、良好な景観や生活環境等の保全・形成、水質の保全、秩序ある土地利用にも十分配慮する。

### 5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

- (1) 農業振興地域整備計画その他農業の振興又は農村の整備に関する計画との調和を図るものとする。
- (2) 農作業体験施設等の効率的かつ効果的な運営及び地域農産物の販売促進を図るため、サービス水準の統一・向上や加工体験施設、食堂、宿泊施設等で利用する原材料・食材の地域農産物の活用・安定供給等についての協定づくりなど地区の関係者の連携による取組を推進する。
- (3) 農作業体験施設等の整備とともに、美しいむらづくりの推進や道路等の交通アクセス、上下水道等インフラの整備に努め、地域環境の保全と生活水準の向上を図る。

### 第3 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

#### 1 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

##### (1) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方については、第2の1の(1)と同様であるが、そのほか、

- ア 都市住民が森林・林業体験その他森林・林業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地域の特性を生かし、森林の保健機能が高度に発揮される多様な森林が整備され、山村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい緑豊かな山村景観が形成される。
- イ その整備が林業や関連産業の振興に寄与し、林業所得の向上や就業機会の確保のほか、国土の保全等森林の持つ多面的機能が高度に発揮される森林・林業地域が形成される。

##### (2) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方については、第2の1の(2)と同様であるが、そのほか、

- ア 地域の森林・林業に関する認識及び理解、特用林産物の販売を通じて森林整備に対する積極的な協力・参加の推進と地域林業の振興に寄与するよう努める。
- イ 都市住民等の余暇活動と地域の森林の保全・整備及び林業生産活動と地域社会活動との調和ある共存に努める。
- ウ 地域の森林所有者、森林組合等の意向を勘案して、森林の保健機能の増進に関する特別措置法に基づき、森林の施業と森林保健施設の計画的かつ一体的な整備を図るなど森林の多面的な機能の高度発揮に努める。
- エ 森林施業等の体験については、地形、地質、気象、植生等を勘案して、体験区域を選定するとともに、区域の明示、作業内容や手順についての適切な指導等、快適で安全な体験をするための措置に努める。
- オ 森林インストラクター等の森林・林業体験を指導・案内する人材の活用とその育成に努める。

#### 2 その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

##### (1) 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に当たっては、第2の4と同様の考え方に基づき行うものとするが、そのほか、森林法等関係法令と適正な調整を

行うものとする。

- (2) その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関して必要な措置に関する事項  
山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については、第2の5と同様の事項につき、山村の現状を考慮し必要な措置を講ずるほか、山村滞在型余暇活動の効果的な推進を図るため、地域森林計画、市町村森林整備計画その他林業の振興又は森林の整備に関する計画との調和を図りつつ、森林地域の生物資源の保全、その他周辺環境の整備等に努めるものとする。

#### 第4 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

##### 1 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

###### (1) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方については、第2の1の(1)と同様であるが、そのほか特に、

ア 都市住民等に漁業の体験その他漁業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能となるよう、良好な自然的環境を有する漁場及び漁村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な漁村景観が形成される。

イ 漁ろう・水産物の加工の体験等について、地域の漁業者等により安全等に対する配慮がなされた質の高いサービスの提供が行われる。

ウ 機能の整備が、漁業や関連産業の振興に寄与し、漁業所得の向上や就業機会の確保など、地域の活性化の進展が図られる。

###### (2) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方については、第2の1の(2)と同様であるが、そのほか、整備を進めるに当たって、特に、

ア 漁村滞在型余暇活動のための機能の整備が地域の漁業生産との有機的な結びつきのもとに水産物の販売促進等地域漁業の振興に寄与するよう配慮する。

イ 漁場の適正、円滑な利用を図る等地域の漁業者と調整の上、優良漁場環境の維持・保全に努めつつ関係法令の適切な運用等により、地域の漁業生産活動との調和ある共存に配慮した整備推進に努める。

ウ 漁ろう・水産物の加工の体験等における利用者の安全の確保や漁業に対する理解の促進を図るため、体験等の指導を行う人材の育成に努める。

##### 2 その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

###### (1) 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に当たっては、第2の4と同様の考え方にに基づき行うものとするが、そのほか、漁業法等関係法令と適正な調整を行うものとする。

###### (2) その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な措置に関する事項

その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については、第2の5と同様の事項につき、漁村の現状を考慮しつつ、必要な措置を講じるほか、漁村滞在型余暇活動を効果的に実

施するため漁港整備計画その他漁業の振興又は漁村の整備に関する計画との調和を図りつつ、関係海面の生物資源の保全、その他周辺環境の整備等に努める。

## 第5 その他

### 1 交流人口の安定確保

農山漁村滞在型余暇活動の機能の整備の主たる目的である都市住民等との交流を着実に実施していくため、施設整備と質の高いサービスが一体となった印象的な機能の整備に努めるとともに、都市側の自治体、企業、団体等への積極的なアプローチやマスメディア等を活用した都市住民等への積極的なPR活動等を実施して、年間を通じた交流人口の確保に努めるものとする。

また、県内あるいは隣県の近隣都市住民との交流も考慮し、効果的かつ確実な取組を行っていくものとする。

### 2 市町村間の連携活動の推進

広域的な見地から、農山漁村滞在型余暇活動の機能が市町村間で相互に補完しあうよう、各市町村において相互に連携した取組を行うとともに、都市側への情報提供、誘客等を連携して行うなど広域的なPR活動を展開する。

### 3 国際化への対応

国際的な交流を推進する観点から、PRパンフレット、案内板等の表示方法や人材の養成等に配慮するものとする。

### 4 支援体制の整備

市町村は、関係機関及び農林漁業団体、観光団体等で構成する支援組織を設置し、農山漁村滞在型余暇活動の具体的推進を図るとともに、交流の受け入れ体制整備促進のため、農林漁業者等に対する指導・助言等を行い、戦略的かつ効果的な実施を進めるものとする。